

平成 29 年 2 月 28 日
(公社) 京都府宅地建物取引業協会

京都宅建は、周辺環境と調和した良質な民泊の提供を推進します。

～ しない、させない違法民泊！ ～

公益社団法人京都府宅地建物取引業協会は、不適切な「民泊」が社会問題となっている状況を踏まえ、ここに『違法な「民泊」には加担せず、適法で良質な民泊等宿泊施設の提供に協力していく』ことを宣言します。

< 背 景 >

平成 27 年の京都市を訪れる外国人宿泊客数は、316 万人と過去最高を記録し（「京都観光総合調査」による）、前年比 73% 増という凄まじい勢いで増加している。一方、市内主要ホテルの客室稼働率は 89%、旅館も 70% となっており、「京都に泊まりたくても泊まれない」という状況を呈している。

宿泊需要を見越して空前のホテル建設ラッシュを迎えており、簡易宿所の新規許可数も鰻上りとなっている。一方、インターネットを活用した営業形態は法制度の想定を超えており、実態を把握しづらい宿泊施設が急増した結果、違法な「民泊」が横行し、騒音、ごみ処理など周辺住民の生活環境を脅かすのみならず、火災・防犯・衛生上の大きなリスクを抱えるなど様々な問題を引き起こしている。

このような事態に対応するため、京都市では昨年 10 月に「宿泊施設拡充・誘致方針」を策定するとともに、新たな指導要綱により宿泊事業者への指導を強化して、適切な「民泊」の誘導に取り組んでおり、国においても「民泊新法」の整備検討が進められている。

< 対 応 >

当協会は、昨年、宅建業に係る様々な課題に対応するため「京宅研究所」を設け、課題ごとにワーキングチームにより検討する仕組みを整えたところです。

上記背景を踏まえ、法制度が実態に追いつかず適切なルール作りが必要な「民泊」を「京宅研究所」の重要課題の一つととらえ、京都市から担当者を招いて対応策等について意見交換を行うなど検討を重ねてきました。

そこで今回、当協会の姿勢を鮮明にするため、「しない、させない違法民泊！」を内外に宣言するとともに、法令の遵守と行政施策への協力を通じて、周辺環境と調和した良質な京都らしい民泊等宿泊施設の提供を促進し、もって国際観光都市「京都」の発展に寄与することを改めてここに誓うものです。

担当：事務局参与 岡本
075-415-2121

宣 言

公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会及び同会員は、不適法な「民泊」が火災・防犯・衛生上の大きなリスクを抱えるとともに、騒音、ごみ処理など周辺住民の生活環境を脅かすなど大きな社会問題となっている現状に鑑み、ここに改めて、

○違法な「民泊」には加担せず、適法で周辺環境に調和した良質な民泊等宿泊施設の提供に協力していく

○「しない、させない違法民泊！」をスローガンに、会員及び従業員に徹底していく

ことを宣言します。

平成 29 年 2 月 28 日

(公社) 京都府宅地建物取引業協会

会 長 千 振 和 雄